

(参考資料)

移行時の仕訳一覧

I 抽出並びに合算の手続き

1 旧施設会計の繰越金・引当金を新会計区分(A介護施設会計区分)に取り込む処理

(1) 繰越金部分の移管の調整

① 旧施設会計側〔移管のための消去仕訳〕

(借方) 流動負債	×××	(貸方) 流動資産	×××
(借方) 繰越金	×××		

② A介護福祉施設会計側〔上記仕訳の受入及び引当金の繰越金への戻し入れ処理〕

(借方) 流動資産	×××	(貸方) 流動負債	×××
		(貸方) 繰越金	×××

(2) 固定資産部分の移管の調整

① 旧施設会計側〔移管のための消去仕訳〕

(借方) 引当金	×××	(貸方) 固定資産物品	×××
(借方) 運用財産基金	×××	(貸方) 投資有価証券	×××
		(貸方) その他の固定資産	×××

② A介護福祉施設会計側〔上記仕訳の受入処理〕

(借方) 固定資産物品	×××	(貸方) 引当金	×××
(借方) 投資有価証券	×××	(貸方) 運用財産基金 (*1)	×××
(借方) その他の固定資産	×××		

上記引当金を繰越金に振り替えるのと同時に、特定資産を流動資産に戻す。この結果、旧施設会計においては引当金の残高は存在しなくなる。

(借方) 引当金	×××	(貸方) 繰越金	×××
(借方) 預金(有価証券)	×××	(貸方) その他の固定資産	×××

従来、独立した会計で処理してきた在宅福祉サービス等に係る会計については、上記処理を繰り返すことにより、A介護福祉施設に関連するすべての旧施設会計を集合することになる。

ここまでに集計された繰越金勘定残高が、指導指針の第3の8の(2)のアの金額となる。ただし、委託事業に係る繰越金が存在する場合には、移行時積立金の額に参入するか否かの判断は、当該委託者である都道府県、市区町村と協議し判断すること。

2 旧本部会計におけるA介護保健施設関連会計部分の抽出を新会計区分に取り込む処理

(1) 繰越金部分の移管の調整

① 旧本部会計側〔関連勘定科目の消去仕訳〕

(借方) 流動負債	×××	(貸方) 流動資産	×××
(借方) 繰越金	×××		

② A介護福祉施設会計側〔上記仕訳の受入処理〕

(借方) 流動資産	×××	(貸方) 流動負債	×××
		(貸方) 繰越金	×××

当該繰越金勘定残高が、指導指針の第3の8の(2)のイの金額となる。
 当該金額を、本部積立金として処理し、後日理事会における判断により取り崩し、
 使用できる積立金として保有することも一つの方法である。

(2) 固定資産等の移管の調整

① 旧本部会計側〔A施設会計に関連する勘定科目の移行に伴う消去仕訳〕

(借方) 引当金	×××	(貸方) その他の固定資産	×××
(借方) 設備資金借入金(注1)	×××	(貸方) 建物	×××
(借方) 基本財産基金	×××	(貸方) 土地	×××
(借方) 運用財産基金	×××	(貸方) 固定資産物品	×××
		(貸方) 固定負債積立金(注1)	×××

(注1) 決算書の金額を計上する。

② A介護福祉施設会計側

(借方) その他の固定資産	×××	(貸方) 引当金	×××
(借方) 建物	×××	(貸方) 設備資金借入金(注1)	×××
(借方) 土地	×××	(貸方) 基本財産基金	×××
(借方) 固定資産物品	×××	(貸方) 運用財産基金(*1)	×××
(借方) 固定負債積立金(注1)	×××		

(注1) 決算書の金額を計上する。

(3) 上記引当金のうち特定引当金について、繰越金に振り替えるのと同時に特定資産を流動資産に戻す処理

(借方) 引当金	×××	(貸方) 繰越金	×××
(借方) 預金(有価証券)	×××	(貸方) その他の固定資産	×××

(4) これまでに集計された繰越金の額を前期繰越活動収支差額に振り替える調整

(借方) 繰越金	×××	(貸方) 前期繰越活動 収支差額	×××
----------	-----	---------------------	-----

《資金の仕訳》

(借方) 支払資金	×××	(貸方) 前期末支払資金残高	×××
-----------	-----	----------------	-----

II 調整の手続き

1. 基本財産基金等施設整備関係の処理(旧本部会計からの移管部分)

(1) 施設整備時の会計処理の復元

(借方) 基本財産基金(注2)	×××	(貸方) 基本金(注5)	×××
(借方) 運用財産基金(注3)	×××	(貸方) 国庫補助金等 特別積立金(注6)	×××
(借方) 前期繰越活動 収支差額(注4)	×××	(貸方) 固定負債積立金(注7)	×××

(注2) 指導指針の第3の3の(1)のウに記載された基本財産等の施設整備に係った部分に相当する金額を記載する。

したがって、現在貸借対照表に計上されている建物と土地の取得時とが異なる場合には、土地の価額は別途加算されなければならない。当該仕訳により介護保険関係施設の基本財産基金残高はゼロとなる。

(注3) 運用財産基金の額は、上記施設整備時の金額とするため、当該仕訳の後に残高は必ずしもゼロとはならない。

しかし、施設整備後当該対象資産が旧施設会計に移管されている場合が多いことから、当該差額の調整は、旧本部会計及び旧施設会計の全体において次の(3)において行うこととする。

(注4) 当該前期繰越活動収支差額は、施設整備時において一般物品費として処理された金額に相当する額を計上することになる。

(注5) 指導指針の第3の5の(1)に定めた施設整備事業時において一挙に支払われた法人役員等からの寄付金部分(少なくとも、事業総額の5%以上となるであろう。)及び土地に係る寄付部分が当該金額を構成する。

(注6) 上記施設整備時において得られた当初国庫補助金等の額とする。

(注7) 上記施設整備事業時において借り入れた設備資金借入金の額とする。その結果、固定負債積立金は、一般的に既返済額だけ貸方に残高を生ずることになる。

(2) 都道府県が主催する退職共済制度において掛け金相当額を資産に退職共済預け金として計上している場合の運用財産基金の調整

(借方) 運用財産基金	×××	(貸方) 退職給与引当金	×××
-------------	-----	--------------	-----

(3) 旧施設会計において、措置費及び初度調弁分の旧本部会計からの移管等により取得した固定資産物品等の調整

(借方) 運用財産基金	×××	(貸方) 前期繰越活動 収支差額	×××
(借方) 前期繰越活動 収支差額	×××	(貸方) 運用財産基金	×××

上記(注3)に係る移行時の施設・本部(抽出)の合算貸借対照表上の運用財産基金を

ゼロにするための金額を上記仕訳により消去する。ただし、上記(2)の調整がある場合には、(注3)の金額に当該金額を加えるものとする。

なお、当該修正仕訳によって生じた繰越金の取扱いは、指導指針の第3の8の(2)のアに含めて処理することとする。

(4) 国庫補助金等の調整

(借方)	国庫補助金等 特別積立金	× × ×	(貸方)	前期繰越活動 収支差額	× × ×
------	-----------------	-------	------	----------------	-------

上記金額には、施設整備時に、一般物品費として経費処理されたものに係わる国庫補助金等の金額のみを処理することとし、それ以外の国庫補助金等特別積立金の取崩額の調整は2で行う。

(5) 借入金の償還に係わる調整

(借方)	固定負債積立金(注8)	× × ×	(貸方)	基本金(注9)	× × ×
			(貸方)	国庫補助金等 特別積立金(注10)	× × ×
			(貸方)	前期繰越活動 収支差額(注11)	× × ×

(注8) 設備資金借入金の既償還額に係わる修正仕訳である。(注7)ー(注1)の額)

(注9) 法人役員等からの寄付金により償還された設備資金借入金の額とする。

(注10) 借入金の償還補助があった場合には当該金額が計上される。なお、当該補助金は国庫補助金等特別積立金の取崩額として当初からの取崩予定に組み込まれて処理されているので、この後の処理は特に必要とされない。

(注11) 民間施設等給与改善費管理費加算相当分等の上記(注9)以外の財源により償還された設備資金借入金の額とする。ただし、指導指針の第3の5の(2)のウの移行時の特例によった場合には、償還補助があった場合を除きゼロとなる。

(6) 設立時の運転資金として寄付された金額の調整

ア 運転資金が積立金(又は運用財産基金)として計上されており、かつ、特定預金として貸借対照表資産の部に計上されている場合

(借方)	運転資金積立金	× × ×	(貸方)	基本金	× × ×
(借方)	預金	× × ×	(貸方)	運転資金特定預金	× × ×

イ 運転資金分が特別に会計処理されていない(又は既に使われてしまっている)場合

(借方)	前期繰越活動収支差額	× × ×	(貸方)	基本金	× × ×
------	------------	-------	------	-----	-------

指導指針の第3の5の(3)に定めた金額の設定を行う。

2. 過年度の減価償却累計額並びに国庫補助金等特別積立金取崩額の調整

(1) 固定資産の減価償却費の調整

(借方)	前期繰越活動	×××	(貸方)	減価償却累計額	×××
	収支差額			〔又は該当固定資産〕	
(過年度減価償却累計額受入)					

指導指針の第3の3により計算した既経過期間に対応する減価償却累計額を上記仕訳により調整する。

(2) 国庫補助金等特別積立金取崩額の調整

(借方)	国庫補助金等	×××	(貸方)	前期繰越活動	×××
	特別積立金			収支差額	
(過年度国庫補助金等特別積立金取崩額)					

上記金額には、指導指針の第3の4により計算した次の金額が計上される。

ア 施設整備時から移行時までの間に廃棄・売却された資産に係わる国庫補助金等の金額

イ 施設整備時から移行時までの間の減価償却費に対応する取崩額が含まれる。

なお、大規模修繕を除き、業務省力化等の国庫補助金等により購入した物品が施設整備後に発生し、平成12年4月1日現在、存在している場合には、原則として当該金額を国庫補助金等特別積立金に追加計上し、既経過期間に相当する取り崩しを実施するものとする。

ここまで集計された次期繰越活動収支差額勘定残高が、指導指針の第3の8の(2)の金額となる。ただし、Iの2の(1)の旧本部会計繰越金であって、積立金に処理しなかったものを除く。

3 移行時特別積立金の処理

(1) 移行時特別積立金に前期繰越活動収支差額を振り替える調整

(借方)	前期繰越活動	×××	(貸方)	移行時特別	×××
	収支差額			積立金	

(移行時特別積立金積立額)

基本的には、上記積立金の額は前期繰越活動収支差額勘定残高と前記IIの1の(7)の金額のいずれか少ない方の額となることに留意する。

しかる後に、次の(1)に対応する特定預金の設定の処理を行う。

